

品名、数量または指定数量の倍数の変更の届出

- 1 この届出は、製造所等の位置、構造または設備を変更しないで、貯蔵し、または取り扱う危険物の品名、数量または指定数量の倍数（以下「品名等」という。）を変更しようとする場合に必要とします。
- 2 品名等を変更することにより、位置、構造または設備の変更を要する場合は、原則として変更許可が必要となります。（この場合、品名等の変更は変更許可申請内容に含めるため、本届出は必要ありません）

変更許可を要する場合（例）
・ 保有空地が変更となるもの
・ 消火設備の種類、数量または適応性の変更が必要となるもの
・ 防爆構造の電気設備に変更する必要があるもの
・ 警報設備や避雷設備の設置が必要となるもの

ただし、位置、構造または設備の基準の適用が変わる場合であっても、次に掲げる場合で、位置、構造または設備の変更を行わないときは、この届出によることができます。

- (1) 品名等の変更により基準が緩和されるが、従前の許可基準のとおり維持する場合
- (2) 従前の許可時において、品名等の変更後の基準に適合するように設置する旨を申請書に明記しているもので、かつ、許可基準のとおり維持されている場合

基準の適用が変わるが、本届出による場合（例）
・ 取扱数量の減少に伴い保有空地の基準が5 m以上から3 m以上に変更となるが、従前のとおり保有空地を5 m以上として維持するもの
・ 重油で許可を受けていた移動タンク貯蔵所にガソリンを貯蔵する場合で、必要な静電気対策が当初から講じられているもの

- 3 危険物の「品名」とは、法別表第1に掲げる危険物の「品名」をいい、化学名またはその他の一般的名称をいうものではありません。したがって、「灯油」を「軽油」に変更する場合等、数量を変えずに同じ品名間で変更する場合は、規定上この届出の提出は必要ありません。

ただし、規定上の届出要件に該当しないときでも、移動タンク貯蔵所の場合等、消防署が実態を把握するために必要なときがありますので、同じ品名

間に変更する場合であっても、届出をお願いすることがあります。

- 4 この届出は、品名等を変更しようとする日の7日前を目安に提出してください。（規定上、届出時期についての定めはありません）
- 5 変更許可を要しない品名等の変更に伴い、危険物保安監督者の選任、予防規程の制定または変更等が必要になることがありますので留意してください。